

○帯広市職員の退職管理に関する条例

平成29年12月18日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(市長への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。

(再就職状況の公表)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定による届出を取りまとめ、規則で定めるところにより公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、平成30年3月31日以後に離職した職員について適用する。